

資源管理協定の中間検証について

作成年月日：2026年1月16日

作成者：志々伎漁協

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	長崎県県北地区（志々伎漁業協同組合）におけるマアジに関する定置網漁業の資源管理協定		
	対象の水域	長崎県平戸市野子町地先		
	対象の資源	マアジ（資源管理基本方針別紙2-5）		
	対象の漁業	定置網漁業		
	協定の有効期間	令和4年12月28日から令和9年12月27日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	有効期間終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和9年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	マアジ（資源管理基本方針別紙2-5）						
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)	対象資源の令和5年度総漁獲量92,280トンに対し、協定参加者による漁獲量は11トンであり約0.01%を占める。						
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	（特定水産資源） 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量254,000トン					
	協定の取組内容	休漁					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考 (すべて計画どおりに履行) 唐しな浦地先漁場：10日 長手地先漁場：15日
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	2	2	2		
	取組内容	日	25	25	25		
	取組実績	日	25	25			
資源状況	水産研究・教育機構の令和7年度マアジ（対馬暖流系群）の資源評価によると、次のとおりである。資源量は2013～2023年は32.2万～40.0万トンの範囲で推移し、2024年は37.2万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は2020年以降、30億尾を下回り、低い水準にあると推定されたが、2024年は増加した。親魚量は直近5年間（2020～2024年）で見ると横ばい傾向で、2024年には18.7万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量（目標管理基準値案：27.3万トン）を上回っている。また、漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。 simple_2025_04.pdf						
取組の評価	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">取組の効果が継続する</div> 効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容	本協定では、定置網漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 令和5管理年度～令和6管理年度の間において、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理としている定置網漁業についても、県全体目安数量を超過をしない。						
取組の 改良点等	加えて、水産研究・教育機構の令和7年度マアジ（対馬暖流系群）の資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回る、一方で漁獲圧はMSYを維持する水準を下回り漁獲圧の削減が見られることから本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続する。						
取組の 改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。						

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	協定対象の全1種のうち1種について取り組みの効果が今後とも本取組を継続することとした。 マアジ(資源管理基本方針別紙2-5)効果あり

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	
----	--

資源管理協定の中間検証結果

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日： 8年 3月 26日

判定	取組の効果が継続する
検証内容	本協定の対象資源については、漁獲枠超過の有無が行われており 検証方法は、協定に定める資源管理の方向性に沿った内容である。 検証の結果、協定対象の魚種で効果が認められたことから本協定に基づく資源管理措置には一定の効果が今後とも継続すると判定する。